#### まちづくりについて市長と話そう

### 地区懇談会を開催

市長が直接市民の皆さんと話し合い地域の課題や新しい まちづくりについて、意見や提案をもらう地区懇談会を開 催します。今回は地域の公共交通の再編や、将来の小中学 校のあり方についての説明を行います。

#### 【開催日程・場所】

時間/午後7時~9時 ※受け付けは午後6時30分から。

期日	場所
10月15日(月)	総合体育館サブアリーナ
10月16日(火)	中央小体育館
10月23日(火)	飯岡保健センター多目的ホール
10月24日(水)	海上公民館ホール
10月25日(木)	干潟公民館 3 階大会議室

※23日は手話通訳を配置します。



#### 問い合わせ先

个画政策課个画調整班(☎62-5307)

#### あなたのアイデアで市の魅力を発信

## 旭市特産品開発事業を 応援します

市の新たな魅力を発信するため、特産品の開発に補助金 を交付します。あなたのアイデアを形にしてみませんか。 対象/市内在住の人か、市内に事業所などを持つ法人や団

対象事業/土産品や地域の食材を使用した食品などを新た に開発する事業や、既存の品に改良を加え販売する事業で、 年度内に完了するもの

对象経費/開発費、品質検査、栄養成分分析、商標登録経 費、パッケージ・ラベル制作費、販売促進費など

補助額/対象経費の2分の1以内で上限額は50万円

**申込期限**/11月1日(木)

申し込み方法/商工観光課にある申請書に必要事項を記入 して申し込んでください。

選考方法/プレゼンテーションなどによる審査 ※くわしくは市ホームページで見ることができます。



#### 問い合わせ先

第4回

商工観光課商工労政班(☎62-5874)

# 

## 都市計画ってなんだろう?

#### 安心して暮らせるまち並み

前回は建物が用途ごとにまとまる地域を決めることで、 まち並みを整える話をしました。今回は個々の建物が建築 のルールを守ることで、どのようなまち並みになるのかを 考えてみましょう。

#### 主な二つの建築ルール

- ●敷地についてのルール:建物を建てる敷地は、建築基準 法で定める幅4m以上の道路に接している必要がありま す。道路の幅が十分にあることで、消防車や救急車など が円滑に現場まで入れるようになります。
- ●建物の大きさについてのルール:都市計画区域では、区 域ごとに建てられる建物の大きさ(建ぺい率・容積率)が 決められています。建物の大きさを守ることで、隣の建 物との間に空間が確保され、日当たりや風通しなどが良 くなります。



#### 安心して暮らせるまち並みに

建築のルールを守ることで、火災の延焼を防いだり避難 経路を確保したりすることができます。住環境やプライバ シーも守られ、防災や防犯の安全性が向上し、安心して暮 らせるまち並みがつくられます。

問都市整備課都市計画班(☎62-5355)